

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付**は**申請不要**です。
- ▶ **8月末頃**、令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。（振り込みは静岡県が実施）

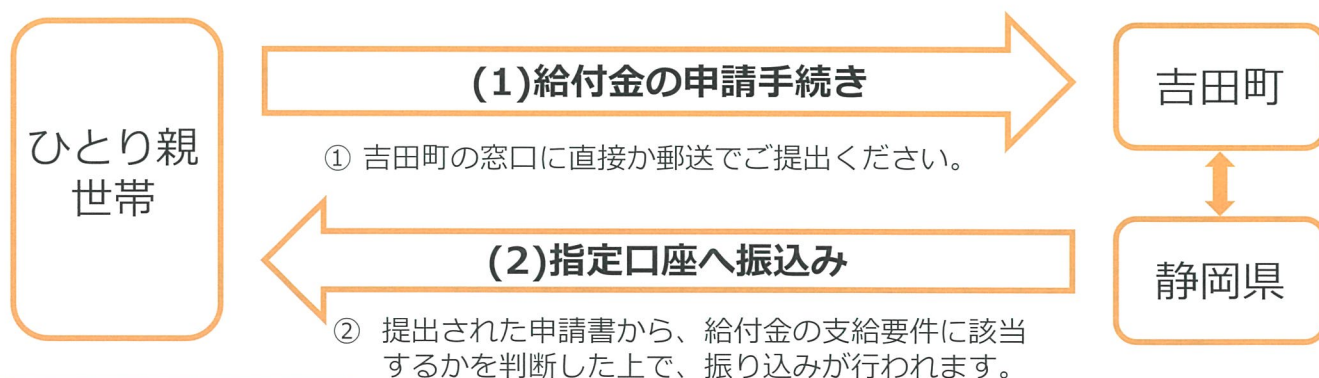
【ご注意ください】

- ※ **給付金を希望しない場合は、「拒否の届出書」を返送してください。**
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

- ▶ **追加給付**は**申請が必要**です。
- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を行っていただきます。申請内容を確認して**可能な限り速やかに**振り込みます。（振り込みは静岡県が実施）

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付、追加給付（1. ②に該当する方）**ともに**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに吉田町の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。（振り込みは静岡県が実施）



お問い合わせ先

- 厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）
- 吉田町役場 こども未来課
電話 0548-33-2153



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。